スポーツ基本法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 された法人をいう。 して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により 昭 和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立 国民スポ 以下同じ。)、 ツ大会は、 国及び開催地の都道 公益財団法人日本スポ 原用が -ツ協会 選出 共 同

され

た選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 者 び ツ協会 開 が ツ協会という名称で設立された法人をいう。 全 定める方法により 国障害者 催 地の (昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポ 都 スポ 道 府 県が 1 ツ大会は 選出された選手が参加して総合的に運動競 共同して開催するものとし、 公益財団法人日本障がい者スポー 以下同じ。)、 これら Ō 国及 開 催 2

3 び開 実 日 施及び 本スポ は、 催 地 運営に資するため、 0 国民スポーツ大会及び全国障害者スポ 都 ツ協会又は公益財団法人日 道 府県に対 į これらの 必要な援助を行うものとする。 本障がい 開催者である公益財 者スポ] ツ大会の] ツ 協会及 団法人 円滑 な

技をするものとする

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会

現

行

第二十六条 するものとし、 年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立さ 手が参加して総合的に運動競技をするものとする。 人をいう。 以下同じ。)、 国民体育大会は、 これらの開催者が定める方法により 国及び開催地の都道府県が共同 公益財団法人日本体育協会 選出され (昭 て開 れ た た法 和 選 催

るものとする 8 地 会という名称で設立された法人をいう。 (昭和四十年五月二十四日に財 る方法により $\overline{\mathcal{O}}$ 全国障害者ス 都道府県が . 共同 ポ 選出された選手が参加して総合的に運 ーツ大会は、 して開催するものとし、 財団 団法人日本身体障害者スポ [法人日本障害者スポ 以下同じ。)、 これらの 国及び 開催 |動競技をす] -ツ協 者 開 ツ協 が 会 定 催

3 体育協会又は財 及び運営に資するため、 府県に対し、 国は、 国民体育大会及び全国障害者スポ 必要な援助を行うものとする 団法人日 これら 本障害者スポ 0 開催者である公益財団 ツ協会及び開催地 ツ大会の 、円滑 法 人日 0) な 都 実 道 本 施

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

(国際競

技大会の招

致又は開催の支援等)

_.

(略)

2 関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊 ポーツ団体が行う国際的な規模のスポ 人をいう。)、 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法 国は、 公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のス ーツの振興のための事業に 2

(国の補助)

密な連絡を図るものとする

第三十三条

国は、

地方公共団体に対し、

予算の範囲内において、

政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部 を補助する。

営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において 国民スポー ツ大会及び全国障害者スポーツ大会の 実施及び運

(略)

要するもの

2 • (略)

(同上)

絡を図るものとする。 要な措置を講ずるに当たっては、 団体が行う国際的な規模のスポ 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法 人をいう。)、 国は、 公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七 財団法人日 本障害者スポーツ協会その他のスポー ーツの振興のための事業に関し必 当該スポーツ団体との緊密な連 ツ

、国の補助

第三十三条 政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部 国は、 地方公共団体に対し、 予算の範囲内において、

を補助する。

要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要する 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に

もの

(同上) (同上)

2 •

二 (同上)	二(略)
る。)の当該ゴルフ場の利用	合に限る。)の当該ゴルフ場の利用
県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限	合(道府県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場
当該国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合(道府	手が当該国民スポーツ大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場
第一項に規定する国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が	第一項に規定する国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選
一 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条	一 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条
ない。	ない。
ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができ	ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができ
第七十五条の三 前条に定めるもののほか、道府県は、次に掲げる	第七十五条の三 前条に定めるもののほか、道府県は、次に掲げる
(国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税)	(国民スポーツ大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税)
現行	改正案